

キャリア形成プログラムとして、県のホームページに掲載する案文

○キャリア形成プログラムの公表に向けたスケジュール

ア 本資料について、地域医療対策協議会（本日開催）で承認をいただいた後、速やかに、県医療薬務課のHPに掲載する予定です。

※ 昨年度の医療法改正により、平成31年4月から、地域枠で大学医学部に入学する者はキャリア形成プログラムが適用されることになり、キャリア形成プログラムが適用されることを事前に通知する必要がありました。しかし、国からの通知等が平成30年7月末で、対応が間に合わなかったことから、令和2年4月入学者から対応することとします。

※ 本年7月に配布予定の令和2年4月入学者用の弘前大学医学部の募集要項に、「キャリア形成プログラムの詳細については県のHPをご覧ください」と記載されることから、6月中旬に地域医療対策協議会での承認が必要です。

イ 別表3については、弘前大学において（少なくとも新専門医制度における）19領域分が作成された上で、令和2年2月に開催予定の地域医療対策協議会で承認の上、令和2年4月までに県のHPに掲載する必要があります。

ウ このため当面は、「現在作成中」として掲載します。（イがHPに掲載されるまでの対応）

エ 弘前大学以外の専門研修基幹施設におけるキャリア形成プログラムの作成については、別途協議していきます。

令和2年度青森県キャリア形成プログラム（弘前大学医師修学資金貸与者）
（暫定版）

1 目的

将来地域医療に従事する意思を持ち、地域枠制度により弘前大学医学部に入学し、弘前大学医師修学資金を貸与された地域枠医師のキャリア形成を支援するとともに、青森県の地域医療への貢献との両立を図ることを目的に作成するもの。（医療法に規定）

2 概要

現状は6年間。変更について検討中。

(1) 対象者	弘前大学医師修学資金貸与者
(2) 人数／1年間	AO入試・青森県内枠入学【①一般枠22名、②特別枠5名】 ③学士入学 3名
(3) プログラム対象期間	<p>①一般枠貸与者</p> <p>ア) 医師免許を取得後9年間（県（※1）、医療法（※2））</p> <p>イ) うち4年間は「医師少数区域又は、医師少数スポットの医療機関※3」で勤務（医療法）</p> <p>②特別枠貸与者</p> <p>ア) 医師免許を取得後9年間（県、医療法）</p> <p>イ) ア)のうち4.5年間は、「町村立等の医療機関※4」で勤務（県）</p> <p>ウ) ア)のうち4年間は「医師少数区域又は、医師少数スポットの医療機関※3」で勤務（医療法）</p> <p>エ) イ)のうち2年間は「町村部医療機関※5」で勤務（県）</p> <p>オ) ただし、産科、小児科、麻酔科及び、脳神経外科医として医師少数区域又は医師少数スポットで勤務する場合は、「町村立等の医療機関※4」での勤務を要しない（県）</p> <p>③学士枠貸与者</p> <p>ア) 医師免許取得後、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間（県、医療法）</p> <p>イ) ア)のうち、半分の期間は、「県内の自治体病院」で勤務（県）</p> <p>ウ) ア)のうち、4/9の期間は「医師少数区域又は、医師少数スポットの医療機関※3」で勤務（医療法）</p> <p>※1：「県」とは、弘前大学医師修学資金上の要件</p> <p>※2：「医療法」とは、医療法上の要件</p> <p>※3：別表1の医師少数区域又は医師少数スポットに記載されている医療機関</p> <p>※4：町村（平成の合併前）が設置した医療機関に、つがる総合病院、むつ総合病院、県立さわらび療育福祉センター、県立あすなろ療育福祉センターを加えた医療機関</p> <p>※5：町村（平成の合併前）が設置した医療機関</p>
(4) 対象診療科	制限なし

(5) 対象医療機関	①医師臨床研修 県が指定する青森県内の臨床研修病院 ②臨床研修修了後の7年間 原則として、県が指定する青森県内の医療機関
------------	---

3 キャリア形成プログラム適用までのスケジュール

- (1) 県では、キャリア形成プログラム対象者に対する説明会及び相談会を随時開催しますので、毎回参加してください。
- (2) 6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて、同意書を提出していただきます。
- (3) 臨床研修2年目の早い時期に、キャリア形成プログラムコースを作成するため、面談を行います。
- (4) キャリア形成プログラムの満了が、弘前大学医師修学資金の返還免除要件の一つとなります。

4 キャリア形成プログラム策定方針

- (1) 医師少数区域等での義務等従事要件と、対象医師のキャリア形成が両立できるようなキャリア形成プログラムと一緒に作成します。
- (2) 対象医師ごとに、個別の勤務プログラムコースを定めます。
 - ①大学の講座に所属している者は、本人、講座の教授、県との協議によりプログラムコース（案）を作成します。
 - ②大学の講座に所属していない者は、本人、勤務先医療機関の指導医、県との協議によりプログラムコース（案）を作成します。
- (3) 適用されるキャリア形成プログラム及び、プログラムに基づき派遣する医療機関は、青森県地域医療対策協議会において決定します。

5 義務の履行

(1) 基本プログラム

1、2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修	← 専門研修 領域により3年～5年間 →					勤務	
				← うち4年間は医師少数区域又は、医師少数スポットで勤務 →			

(2) 義務の履行の猶予

①臨床研修

- ・ 県の指定する県内の医療機関での研修を基本とする。
- ・ 県の指定する医療機関以外で、弘前大学医学部が指定する病院での臨床研修を行う場合は、その期間は義務の履行を猶予する。(※国立弘前病院、青森労災病院、大館市立病院)

②専門研修、専門研修サブスペシャリティ研修

- ・県の指定する県内の基幹施設の専門研修プログラムを基本とする。
- ・県の指定する医療機関以外の連携施設で研修する場合、その研修期間は義務の履行を猶予する。

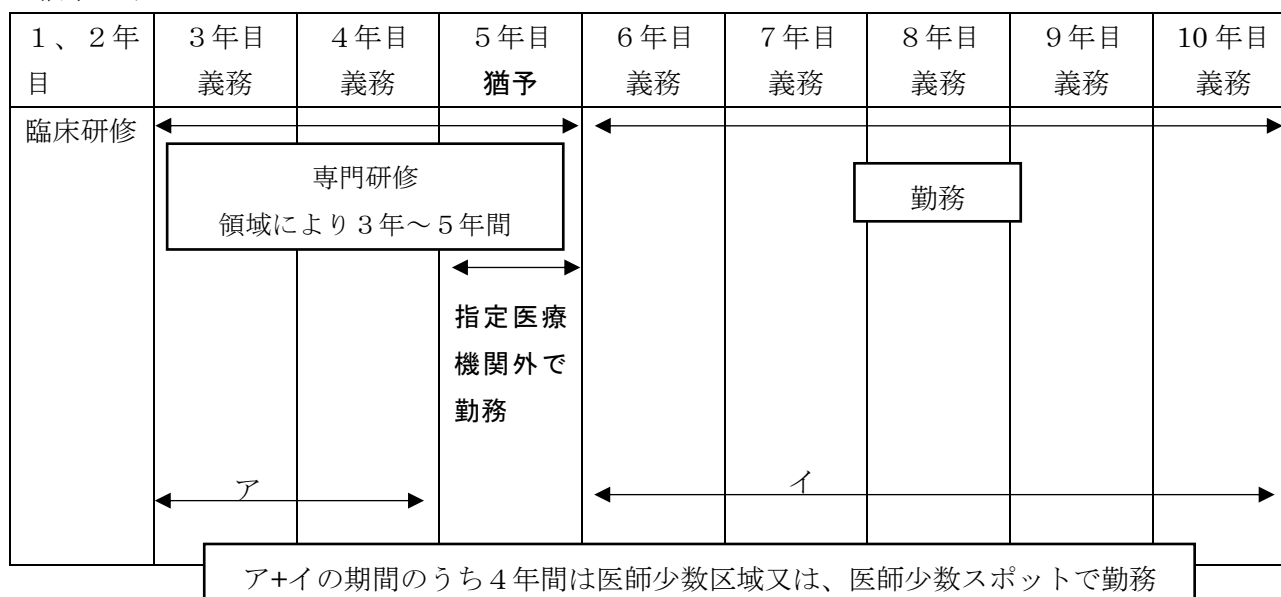
③大学院

- ・弘前大学大学院医学研究科に進むことも可能。
- ・社会人入学の場合で、県が指定する医療機関で勤務する場合は、義務履行としてカウントされる。

③ 専門医を取得しない場合は、3年目以降は県が指定する医療機関で勤務となる。

④ 専門研修は、どのタイミングで実施することも可能。

<猶予のイメージ>



(3) 一時中断

理由	手続き	中断期間
育児	育児休業（産前産後休暇は、義務履行に含む）	休暇取得可能期間を上限とする
県外の医療機関での研修・海外留学	本人、所属講座で研修先等を検討し、地域医療対策協議会で承認	1年ごとに、地域医療対策協議会で承認。
その他特別な事情	本人からの申し出をもとに、地域医療対策協議会で承認	

※一時中断を希望する場合は、事前に、青森県地域医療支援センターに理由書を提出する。

(4) キャリア形成プログラムの解除

特別な事情があり、例外的にこれに応じることが適当と認められる時は、国に協議し、認められた場合に限り、中途解除することができる。

<別表1> 青森県地域医療対策協議会が定めるキャリア形成プログラム義務履行可能医療機関

<別表2> 県が指定する県内の基幹施設の専門研修プログラム一覧

<別表3> 基本領域別キャリア形成プログラム